

プロポーザル・コンペに対して不慣れを抱えている建築家は実に多い。そして、その不慣れは審査の非公開性から生じることが多い。今回ご登場いただいた遠藤氏も自身が経験したプロポーザル・コンペに対して不慣れを募らせている。

「何だこりや、これじゃアイデアを十分に表現できない」。これはある京都府立高校の改築設計コンペに指名され、提出用紙を見たときの印象である。このコンペは建設省プロポーザル方式で行われ、提出用紙は様式1~10で構成するA3判20枚であった。驚いたことには、この内、技術者数や資格、業務実績、手持り設計量など設計事務所に関する記入内容が3枚と全体の約3分の2を占め、提案に関する部分はわずか3分の1である。しかも提案部分にはこのような制約が書かれていた。「アイデアを文章とイメージ図で簡潔に表現すること。具体的な設計図、模型(写真を含む)、透視図等を使用してはならない」である。イメージ図とは具体的にどのようなものなのか、透視図とはどう違うのか、曖昧な表現であり、事務所間の解釈に食い違いが生じてしまう。また、設計図としては、具体的なデザイン表現ができない。

このコンペは元々、教育委員会が設計入札で設計事務所を決めて工事を執行予定であったものを、途中でプロポーザル方式に変更したものである。今年の初めに母校の校舎改築計画を地元の新聞

ない小規模な事務所にとって不利である。また上記のようにイメージ図といった曖昧な制限があり、各事務所間の解釈に食い違いが生じる。また案を審査するときに事務所名がわかっているのが公平な審査にならない。

(3)どのように結果を発表するのか、審査講評の扱いが明らかにされていない。公平で納得のいく結果という意味でこれらは明らかにされるべきである。

結果、全力投球をしたがわれわれの案は退けられた。選出されたのは地元の実績のある事務所であった。選定理由には、「コンセプト、デザイン、表現力、構造計画において特に優れており、ご経験や取り組み体制などへの信頼感などの観点から選定した」とあるだけで、具体的にどのように優れているのか選定案と照らし合わせて述べておらず、とても不満に感じた。早速、文書で教育委員会に問合せをしたが、公開コンペではないという理由から、選定理由は発表したもので十分、選定案は発表しないとのこと。また審査員についても専門分野の説明はあったが名前は教えてもらえなかった。

教育委員会はこの返事のために選定事務所と相談をしたとのことなので、その事務所へ直接聞いてみた。しかし、参加事務所同士の何らかの共通項があるのではという期待は外れ、「基本的に主催者の意向に沿う方針であり、選定案はお見せできない」とのこと。無難な返事であるが、教育委員会は事務所の意向からお見せできないと言い、事務所は教育委員会の意向であると言う。話は食い違っているが、これ以上真相を聞く気力も失せてしまった。

コンペは公正であるべきであり、またコンペ参加者に不必要な負担を強いる内容や不適切な条件を課すのは間違っている。参加者はお金をエネルギーをかけて案を作成するのであるから、これに応える意味で審査講評は具体的であるべきだし、選定案を発表すべきである。

今、われわれはある国際コンペに取り組んでいるが、これにはこのような不備は感じられない。特に条件として、1等案の選出後に事務所に遂行の能力がなければ地元事務所と協力するという内容があり注目できる。これは、まず良い案を公正に選び、選んだ後に事務所の実績や体制について検討するという形になっており、あくまで案に主眼が置かれているのである。したがって、われわれのような弱小事務所でも決して不利にはならない。これに比べ建設省のプロポーザル方式のコンペは、自治体にとって都合の良い事務所を選ぶための方式なのではないかと思わざるを得ない。

建設省プロポーザル方式コンペの擬態

遠藤夫(建築家)

Essay by Takeo Muraji (Architect)

で知り、私は「近代建築保存の公開コンペの提案」という記事を同新聞に投稿した。これが直接のきっかけになったのか定かではないが一応の反響があり、良い案を募るという名目で指名コンペという形がとられたのである。われわれは京都府外であるが指名を受け期待をもってコンペに臨んだが、ふたを開けてみるとその内容は拍子抜けするものであった。

問題点を以下に挙げる。

(1)審査員が学識経験者3人、行政関係2人、学校関係1人とあるだけで名前と所属が明らかにされていない。そのためどのような分野のどのような人であるかわからない。審査員の理解度も含めてどのような表現にするかのターゲットが定まらない。審査員名が公開されておらず、密室審査になる恐れがある。また行政側が入っていることにより地元事務所が有利にならないかの疑問が生じる。

(2)提案書は3分の2が設計事務所に関する内容であり、提案できる部分はわずか3分の1である。これでは設計の案を選ぶのではなく、実績や技術者数などから設計事務所を選ぶ形となり、実績が少